

## 総論

### 第3章 社会的援護を要する児童

---

現在のわが国の児童約3,000万人の大部分はほぼ健全な状況のもとで成長している。しかし、児童のうちには、現に身体や精神に障害を有していたり、あるいは社会的にハンディキャップを有している児童も少なくなく、これらの児童に対する福祉施策は今後とも強化、拡充していかなければならない。

---

---

## 総論

### 第3章 社会的援護を要する児童

#### 1 社会的援護を要する児童数

身体的,精神的な障害あるいは社会的なハンディキャップのある児童などについては第4編第1章および第3章において述べられているが,そのおもなものはつぎのとおりである。

まず,身体的,精神的な障害を有する児童のうち精神薄弱児については,昭和41年8月に行なわれた精神薄弱者(児)実態調査結果によると,第3-1表のとおり,在宅の精神薄弱児は,22万1,100人と推定されている。身体障害児については,昭和45年10月に行なわれた身体障害児実態調査結果によると,在宅の身体障害児は9万3,800人,そのうち重度の身体障害児が3万1,300人とそれぞれ推定されている。なお,この調査では,従来から行なわれていた視覚障害,聴覚障害,し体不自由などの障害のほかには心臓および呼吸器機能障害について調査が行なわれ,その実態がはじめて明らかにされたものである。

第3-1表 年齢階級別精神薄弱の程度別精神薄弱児数(41年8月)

第3-1表 年齢階級別精神薄弱の程度別精神薄弱児数(41年8月)

	総 数	軽 度	中 度	重 度	最 重 度	不 明
総 数	221,100	131,700	37,200	30,000	16,000	6,300
0 ~ 5歳	49,400	22,600	8,500	9,200	3,600	5,500
6 ~ 11	84,400	55,800	14,100	9,500	5,100	-
12 ~ 17	87,300	53,300	14,600	11,300	7,300	800

資料：厚生省児童家庭局「精神薄弱者(児)実態調査」

それぞれの調査の結果からみると,これらの障害児童の障害の程度は重度化し,しかも年齢低下の傾向を示しており,治療や機能回復訓練など幅広く対策を講じていく必要がある。

また,社会的なハンディキャップのある児童のうち,要保護児童は,昭和44年10月に行なわれた全国家庭児童調査によれば,医療を要する児童14万9,600人,施設入所を要する児童4万9,300人,相談を要する児童12万4,100人,経済的保護を要する児童14万2,300人の計46万5,300人と推定されている。また,情緒障害児は18万6,100人と推定されているが,このうち医療,施設入所などの保護などの必要のある児童は7万4,800人である。

また,保育所に入所を要する児童数についても,昭和42年8月に行なわれた全国要保育児童等実態調査その他の資料によれば,なお相当数にのぼるものと推定される。

これらの児童に対しては,それぞれ必要な措置が講じられているが,その態様はつぎにのべる施設収容による援護と後にのべる在宅援護とに大別される。

厚生白書(昭和46年版)

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 総論

### 第3章 社会的援護を要する児童

#### 2 児童福祉施設数

児童福祉法には、児童福祉施設として14種類のもものが定められており、このほか関係施設としての、自閉症児施設などを加えると、その種類は20をこえているが、その概況はつぎのとおりである。

まず、身体的、精神的な障害のある児童に対する施設としては、精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設、虚弱児施設、し体不自由児施設、盲ろうあ児施設、重症心身障害児施設の6種類がある。

このほかに国立療養所委託病床として重症心身障害児と進行性筋萎縮症児のための施設および自閉症児施設がある。

これらの施設は、精神薄弱児施設、虚弱児施設、し体不自由児施設、盲ろうあ児施設、重症心身障害児施設のような収容形式のものと、精神薄弱児通園施設、し体不自由児の通園施設のような通園形式のものに分けることができる。

これらについて、施設数、収容定員の年次推移は第3-2表のとおりであるが、重症心身障害児施設が昭和40年には3施設であったのが、昭和45年には、児童福祉法に定める施設が25施設と国立療養所委託分27施設、合計52施設と特に目だつて伸びている。

第3-2表 児童福祉施設の施設数、収容定員の推移

第3-2表 児童福祉施設の施設数、収容定員の推移

(各年12月末現在)

		40年	41	42	43	44	45
精神薄弱児施設	施設数	219	241	267	289	305	315
	収容定員	15,124	16,846	18,871	20,551	22,424	23,582
精神薄弱児通園施設	施設数	56	64	70	79	87	96
	収容定員	2,440	2,705	2,935	3,265	3,570	3,930
盲ろうあ児施設	施設数	70	69	69	70	69	69
	収容定員	4,755	4,696	4,707	4,656	4,545	4,440
虚弱児施設	施設数	32	32	33	34	34	34
	収容定員	1,918	1,928	1,988	2,054	2,049	2,059
し体不自由児施設	施設数	62	68	69	73	73	75
	収容定員	6,946	7,502	8,129	8,383	8,528	8,603
重症心身障害児施設	施設数	3	7	10	17	20	25
	収容定員	368	589	1,071	1,853	2,343	2,922
し体不自由児通園施設	施設数	-	-	-	-	12	13
	収容定員	-	-	-	-	460	530
助産施設	施設数	479	536	619	712	863	960
	収容定員	4,136	4,982	5,339	5,602	6,741	7,370
乳児院	施設数	127	125	124	124	125	126
	収容定員	3,859	3,857	3,959	4,028	4,117	4,088
母子寮	施設数	621	612	597	574	550	527
	収容定員	12,768	12,396	12,136	11,382	10,853	10,199
保育所	施設数	11,199	11,619	12,158	12,732	13,416	14,101
	収容定員	876,140	921,037	980,787	1,043,756	1,117,362	1,194,932
養護施設	施設数	546	538	534	530	526	522
	収容定員	36,749	35,999	35,740	35,200	34,909	34,241
情緒障害児短期治療施設	施設数	4	4	5	5	5	6
	収容定員	200	200	250	230	250	300
教護院	施設数	58	58	58	58	58	57
	収容定員	6,276	6,012	6,017	5,873	5,719	5,538
児童館	施設数	544	746	907	1,104	1,247	1,417
	施設数	-	-	-	1,592	1,865	2,141

資料：厚生省統計調査部「社会福祉施設調査」

註 母子寮の定員は、世帯数である。

また、社会的にハンディキャップのある児童に対する施設としては児童福祉法には、助産施設、乳児院、母子寮、保育所、養護施設、情緒障害児短期治療施設、教護院、児童厚生施設(児童館など)の8種類が定められているが、これらについても、保育所のように通園形式のものと、助産施設、乳児院、母子寮、養護施設、情緒障害児短期治療施設、教護院のように収容形式のもの、児童厚生施設のように利用形式のものに分けることができる。

これらの施設数、収容定員の年次推移は第3-2表のとおりであり、通園形式、利用形式をとる施設の施設数、収容定員などの伸びが大きいことが注目される。

## 総論

### 第3章 社会的援護を要する児童

#### 3 精神薄弱児施設,重症心身障害児施設などの増設を

1に述べたとおり,在宅の精神薄弱児数は昭和41年8月において,22万1,100人と推計されており,そのうち,精神薄弱児施設に入所を必要とする児童数は3万900人である。

また,重症心身障害児数は昭和45年において,7,700人と推計され,そのうちの大部分である92.6%にあたる7,200人が施設入所を必要とする児童である。

施設の面からみると第3-2表のとおり,精神薄弱児施設,重症心身障害児施設はともにその他の施設に比べて増設の割合は大きい。しかしこれらの児童に対する効果のある援護は,早期発見,早期治療が最も重要なことであることを考え合わせるとき,現在の精神薄弱児施設が315,収容定員2万3,582人,また,重症心身障害児施設が25,収容定員2,922人,国立療養所委託分27施設,収容定員2,880人にすぎず,施設入所を要する児童(精神薄弱児3万900人,重症心身障害児7,200人)のうち,まだ多くの児童が治療や機能回復訓練などをじゅうぶんに受けられない状態にある。

したがって,早期治療を最も必要とするこれらの障害について,施設を増設などによつて早期に収容するなどの対策を講じることが必要である。

## 総論

### 第3章 社会的援護を要する児童

#### 4 不足する情緒障害児短期治療施設

---

1に述べたように,情緒障害児数は昭和44年において,18万6,100人と推計されているがこのうち,約10%弱が施設入所を必要とする児童と見込まれている。

しかし,現在,情緒障害児短期治療施設は第3-2表にみるように昭和45年12月現在で,6施設,収容定員は300人にすぎず,大多数の情緒障害児に対しては,適切な援護が行なわれていない。

情緒障害児は,適切な治療方法がとられれば,治ゆが可能なものであることを考慮すれば,施設の増設などにより,その対策を急ぐことが緊急の課題といえよう。

---

総論

第3章 社会的援護を要する児童

5 多い老朽木造施設

収容形式の施設はもちろんのこと、通園形式の施設においても、児童は一日の生活時間の多くをそこで過ごしている。

また、地震、火災などに際しては、施設が不備であれば、児童の判断能力がまだ乏しいこととあいまって、より悲惨な結果を生むこととなろう。この意味で、施設は快適なものであると同時に、地震、火災などにもじゅうぶん耐えられることが必要とされる。

それでは、現在の施設の状況はどのようなものであろうか。

第3-3表は児童福祉施設を構造別にみたものであるが、これからも明らかなおとおり、全体の8割が木造のものであり、鉄骨造のものはわずかに6%にすぎない。

第3-3表 構造別にみた児童福祉施設

施設数	棟数	構造別棟数				
		木造	鉄骨造	ブロック造	コンクリート造	不詳
11,798	28,577 (100)	22,066 (77.2)	1,668 (5.8)	2,088 (7.3)	2,181 (7.6)	574 (2.0)

資料：厚生省社会局「社会福祉施設建物等現況調査」  
 円（ ）内の数字は%

また、この木造の施設のうち、第3-4表 第3-4表からも明らかなおとおり、建築後21年以上たっているものが1割以上もある。

第3-4表 児童福祉施設の構造のうち、木造棟の経過年数

施設数	棟数	経過年数				
		～10年	11～20	21～30	31～40	41～
9,922	22,066 (100)	10,239 (46.4)	9,159 (41.5)	1,001 (4.5)	785 (3.6)	882 (4.0)

資料：厚生省社会局「社会福祉施設建物等現況調査」  
 円（ ）内の数字は%

このような施設の現状は、生活の快適さ、地震、火災などに対する安全性などから考えてその整備がじゅう

厚生白書(昭和46年版)

ぶんでないので,早急にその改善が行なわれなければならない。

---

---

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

総論

第3章 社会的援護を要する児童

6 施設職員の労働条件

福祉施設が真にその社会的使命を果たすためには、質量ともにじゆうぶんな職員が確保され、かつ、複雑困難な職務に安んじて専念できるような労働条件の整備と、給与その他の処遇が確立されていなければならない。これらの点については、毎年その改善がはかられてきているが、なお、不十分な点も多い。

まず、施設職員の勤務条件については、基本的に長時間労働、断続勤務、夜勤など、施設運営上の特殊性からくる困難な条件があるほか、最近、養護施設では、年少幼児が増加し、また心身障害児関係施設では入所児童の症状が重度化しつつあるという傾向が認められる。

第3-5表は、昭和44年度に乳児院に在院した乳児4,623人について、先天性疾患の有無を示したものであるが、30%にあたる1,390人の乳児が何らかの先天性疾患を有していることが判明している。

第3-5表 先天性疾患別統計(44年度の在院児4,623人について)

第3-5表 先天性疾患別統計(44年度の在院児4,623人について)

疾 病 名	計	先天性梅毒	肢関節脱臼	斜頸	兔辰狼咽	鳳膜ヘルニア	盲ろうあ	精薄重度障害	未熟児で生まれたもの	結核の発病のおそれのあるもの	先天性心疾患	先天性アレルギー体質	その他
		入院時に発見	1,078	20	34	30	27	59	5	72	603	49	44
在院中に発見	317	8	22	9	0	33	1	56	16	24	18	78	52
計	1,390	28	56	39	27	72	6	128	619	73	62	146	114
%	100	2.1	4.1	2.5	2.0	6.7	0.4	9.3	44.6	5.2	4.4	10.5	8.2

資料：全国社会福祉協議会乳児福祉協議会「昭和44年度全国乳児院収容状況実態調査」

つぎに、職員の給与については、毎年その改善が図られているが上述の勤務条件や職務内容を考慮すれば、なお、じゆうぶんなものとはいいがたい。社会福祉施設における資質の高い職員の確保という観点から総合的な職員処遇のあり方を検討し、引き続き適切な対策を講ずべきであると考えられる。

さらに現在各施設について入所児童数に対し必要な保母、看護婦など職員数、設備、構造の要件などを定めている「児童福祉施設最低基準」についても、入所児童の動向(年齢、健康状態など)、職員の労働条件などに常時配慮を払い、適正な職種の職員を絶えず確保できるよう、その敏速な改正がはからなければならない。

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 総論

### 第3章 社会的援護を要する児童

#### 7 保育の諸問題

##### (1) 保育所の任務

---

家庭は今日でも依然として児童の人間形成の第一義的な場であり、児童はそこで母親を中心とした家族との人間関係を通じて健全に育っていくものである。

しかし、この家庭での保育機能が何らかの原因で円滑に発揮されない場合は、児童には当然これに代わるべき場が与えられなければならない。

このような場として、設けられているものが保育所である。

戦後、保育所がそれまでの社会事業法におけるものと異なり、児童福祉法において、児童福祉施設として定められるに至ったゆえんも、保育に欠ける児童を健全に育成し、児童の福祉を増進することを、その理念にしているためにほかならない。

なお、最近幼児教育の充実強化に対する社会的ニーズの増大などにより、幼稚園と保育所の一元化を主張する意見もある。この点については、なお議論の多いところであるが短時間の幼児教育を主眼とする幼稚園と、母親に代わって教育と養護を一体化し、長時間の保育を行なっている保育所とは、本来機能を異にするものと考えられる。

したがって当面は両者の運営の実態についてはじゅうぶんな調査検討を行ないおのおのの役割、機能の明確化を図ることが必要である。

---

総論

第3章 社会的援護を要する児童

7 保育の諸問題

(2) 保育の現況

近年、婦人-特に既婚婦人-の職場進出は年々増加している。

第3-6表は婦人労働者について、配偶関係別にその推移を示したものであるが、昭和44年には、既婚婦人が、全婦人労働者の過半数を占めるに至っており、第2章第1節の4でも述べたように、今後も労働力不足、婦人の社会参加意欲の増大、などの要因により、この傾向は続くものと思われる。

第3-6表 配偶者関係別女子雇用者数、構成割合の推移(非農林業)

		総 数	未 婚	有 配 偶	死・離 別
実 数 (万人)	40 年	860	466	300	94
	41	916	487	329	100
	42 (旧)	954	502	351	100
	42 (新)	989	508	378	103
	43	1,019	515	398	106
	44	1,038	514	417	107
	45	1,086	524	450	112
構 成 割 合 (%)	40 年	100.0	54.2	34.9	10.9
	41	100.0	53.2	35.9	10.9
	42 (旧)	100.0	52.6	36.8	10.5
	42 (新)	100.0	51.4	38.2	10.4
	43	100.0	50.5	39.1	10.4
	44	100.0	49.5	40.2	10.3
	45	100.0	48.3	41.4	10.3

資料：総理府「労働力調査」

このような既婚婦人の職場進出に伴って保育所において措置を要する児童数も増加し、これらの児童の福祉をはかるために、保育所に対する社会的要請はいよいよ大きくなっている。

このような事情を背景に、保育所は第3-2表にみられるとおり年々整備されてきており、入所児童数も増加しているが、その地域的バランスは必ずしもとれているとはいえない。

第3-7表は、年齢別にみた就学前の児童の保育状況を示したものであるが、全国でなお相当数の保育に欠けている児童が存在しているものと推定されるので、これら児童の保育のための幅広い施策を進める必要がある。

## 第3-7表 年齢別にみた就学前の児童の保育状況

第3-7表 年齢別にみた就学前の児童の保育状況

(単位:1,000人)

年 齢	総 数	保 育 所	保育に欠けている
総 数	10,551	1,265	490
0 歳	1,857.6	25.5	99.8
1	1,867.6	27.8	90.3
2	1,802.4	100.2	126.2
3	1,843.2	211.4	101.0
4	1,419.1	366.3	43.1
5	1,761.1	533.6	29.9

資料：厚生省統計調査部「国民生活実態調査(昭和45年)」総理府「国勢調査(昭和45年)」より企画室で推計

注 保育所の中には、へき地保育所、事業所集団保育施設などを含む。

なお、児童を健全に育成していくうえからは、まず家庭での育児を望みながらも就労せざるを得ない状態を解消するため、児童手当制度の充実、父親の賃金の改善、住宅難の解消などの前提条件の整備がより大きな効果を生む場合が多いことも考慮されなければならない。

同時に、このように保育に欠けている状態のなかには、児童福祉の立場からみて、必ずしも好ましくないものが生じてくるということも留意しなければならない。昭和42年10月に小学校6年生以下の児童を持つ母親を対象に行なわれた「こどもの保育および就労に関する母親の意識調査(総理府)」によると就労している目的を経済的な面に限って調べた結果、雇用者である場合、「生計費をまかなうため、生計費の不足をおぎなうため」は64%であるが、「レジャー資金を作るため、自分の小づかいが欲しいから」は11%に及んでおり、今日における既婚婦人の就労の目的が必ずしも経済的理由のみではなく社会的に期待される業務への参加などによることを考慮しても、幼いこどもを持つ母親が安易な気持から就労するといった傾向があるとすれば児童福祉の観点から、問題であろう。

## 総論

### 第3章 社会的援護を要する児童

#### 7 保育の諸問題

##### (3) 保母の養成と確保

---

児童福祉施設においては、(1) 厚生大臣の指定する保母を養成する学校、その他の施設を卒業した者、(2) 保母試験に合格した者が保母として従事しているが、現実にはこれらの保母資格のない者もいる。このような無資格の保母は、全体に占める割合では漸次低下しているが、専門職化をめざす保母に対して、より高度な理論と能力が必要とされる今日、このような無資格保母の存在は問題であり、今後はこの解消のための積極的な方途が講じられなければならない。

また、保母資格取得制度についても、保母試験のあり方について、その内容、受験資格などが保母養成施設卒業生の水準とそんじよくのないものとするよう再検討する必要がある。

さらに今後は、保育所の増設に伴い資質の高い保母が多数必要となるので保母養成施設の増設、定員増を行ない、計画的に保母を養成していかなければならない。また、現任保母の資質を向上させるために、その研修を行なう必要もあり、そのための研修機関の設置も必要である。

同時に優秀な保母を確保するためにはさきに施設職員の労働条件の項で述べたように資格にみあつて勤務上の諸条件を充実していくことが必要である。

---

## 総論

### 第3章 社会的援護を要する児童

#### 7 保育の諸問題

##### (4) 保育形態の多様化

---

近年,婦人労働の就労態様の多様化に伴い,保育需要も多様化する傾向にあり,具体的には保育時間の延長,病児保育,乳児保育などが大きな問題となつている。

---

## 総論

### 第3章 社会的援護を要する児童

#### 7 保育の諸問題

##### (4) 保育形態の多様化

##### ア 保育時間の延長と病児保育

保育時間については、現在8時間が原則となつているが、働く婦人-母親-の労働時間(拘束時間)、通勤時間の実態を考えれば、現在の保育時間は再検討の必要があろう。しかし、長時間保育は、児童の心身発達上好ましくない影響を及ぼし、欲求不満、情緒不安定などの心理的問題徴候が多くみられ、また、集中力、持久力などの機能低下がみられるという報告が行なわれている(昭和43年度厚生科学研究「長時間保育が児童の心身発達に及ぼす影響に関する研究」)ので、保育時間を延長する場合には、できるだけマイナス面を少なくするように留意する必要がある。

また、この際、保母がオーバーワークに陥らぬよう代替保母などを配慮することも当然である。なお、現行の保育時間のままで地域の実情に応じた開園、降園時間を定めることにより、事態はかなり改善されるものと考えられるので、この点の検討も必要である。

また、病児保育については、これを行なうためには医学管理、保母の特別教育、他の児童への伝染防止のために特別の施設、職員が必要となる。しかし、多くの保育所に治療施設を設け、そこに医師、看護婦を配置することは実際上困難であるばかりでなくむしろ方向としては母親の病児看護を容易ならしむような特別休暇の慣行が普及されることが望ましいであろう。

総論

第3章 社会的援護を要する児童

7 保育の諸問題

(4) 保育形態の多様化

イ 乳児保育と無認可保育所

働く母親にとって、乳児保育に対する要望は強い。いわゆる、無認可保育所が多く設けられ、またその中でも、第3-8表にみられるように、とくに大都市においては乳児を預かる零細な規模の保育所が多いということは、このような事情によるものであろう。しかし、乳児保育についても、すぐ、すべての保育所にこれを普及させることは困難である。

第3-8表 無認可保育所における受け入れ開始年齢および年齢別児童数

第3-8表 無認可保育所における受け入れ開始年齢および年齢別児童数  
(1) 無認可保育所における受け入れ開始年齢(42年10月)

	施設	%	～9人	10～19	20～29	30～59	60～89	90～	不明
計	136	100.0	26	27	25	21	11	23	3
産休あけ	49	36.0	18	15	12	3	1	-	-
3か月まで	19	14.0	6	6	3	3	1	-	-
6か月	3	2.2	-	1	-	-	2	-	-
1歳	3	2.2	-	1	1	-	-	1	-
1.5歳	2	1.5	-	1	1	-	-	-	-
2歳	7	5.1	1	-	3	1	1	1	-
3歳	40	29.4	1	2	5	11	5	15	1
4歳	8	5.9	-	1	-	3	1	3	-
不詳	5	3.7	-	-	-	-	-	3	2

資料：東京都社会福祉協議会「無認可保育所と保護者の現状」

(2) 無認可保育所における年齢別児童数  
(43年8月)

施設数	年齢別入所児童数								
	計	0歳	1	2	3	4	5	6	7
197	8,783	649	566	462	1,093	2,122	2,724	1,050	117

資料：東京都「未認可保育所調査(昭和43年)」

すなわち、この実施のためには、病児保育の場合と同じく施設面の配慮、医師、看護婦の配置および保母の特別教育を必要とすることのほか、乳児の安全対策上の問題もあり、さらに重要なことは、児童の人格形成にとって最も重大なこの時期の保育はやはり、最良の保育者である母親によつて行なわれることが望ましいと一般に考えられていることである。

したがつて、むしろ乳児保育よりは、現在一部企業で行なわれているいわゆる育児休職の制度をさらに普及させることの方が、母子双方にとって望ましいものである。しかし、この育児休職制度が一般化していない現

在では、自己の能力の社会的活用を期待される母親が増加していることをも直視し、必要にして適正な保育の充実をはからなければならない。

また、無認可保育所については、昭和44年5月に行なわれた、無認可保育所調査によれば、第3-9表のとおり保育所数は2,407か所、児童数は11万3,431人となつているが、これらの無認可保育所のうちには設備が不十分であつたり、保育者の質に問題なしとしないものも数多く見受けられる。

### 第3-9表 無認可保育所の実態

第3-9表 無認可保育所の実態

(1) 設置主体・経営主体別施設数および構成割合

	計	地方公共団体	社会福祉法人	財団法人 社団法人	宗 教 人	その他 の法人	任 意 体	私 人
設置主体 構成割合	2,407 (100)	199 (8.3)	31 (1.3)	37 (1.5)	248 (10.3)	280 (11.6)	733 (30.5)	879 (36.5)
経営主体 構成割合	2,407 (100)	144 (6.0)	29 (1.2)	38 (1.6)	229 (9.5)	277 (11.5)	788 (32.7)	902 (37.5)

(2) 3歳未満・以上別在籍児童数

	計	3歳未満児	3歳以上児
児 童 数 構 成 割 合	113,431 (100)	15,131 (13.3)	98,300 (86.7)

資料：厚生省「無認可保育所調査」(昭和44年)

注) 無認可保育所施設数および在籍児童数には、事業所集団保育施設(441か所)が含まれている。

したがって認可保育所を早急に整備し、無認可保育所が増加しないようにするとともに、今後ともこれらの無認可保育所に対しては、その改善を行ない、できるだけ認可保育所となるように指導を行なうとともに、これを容易ならしめるための助成を行なう必要がある。

## 総論

### 第3章 社会的援護を要する児童

#### 8 在宅援護の強化が必要

---

ハンディキャップのある児童に対しては、これまで述べたような施設を利用しての援護のほかに、在宅援護を強化し、児童の健全育成をはかることにも努めなければならない。

まず、精神薄弱児について、収容施設などがまだ不足していることは、さきに述べたとおりであるが、児童福祉司や精神薄弱者福祉司などの専門職員が、それらの家庭を訪問し、相談に応じ必要な助言、指導がじゅうぶんに行なわれれば、在宅の指導も可能なものも多くいるので、これらの専門職員の訪問指導の強化が必要である。

また、精神薄弱児の場合には、特に親に対する指導が重要であることから、保護者の指導のための対策を推進することが必要である。

また、身体障害児、精神薄弱児の場合には、現在、重症児に対し、特別児童扶養手当の支給や家庭奉仕員の派遣などの制度が行なわれているが、介護を必要とする児童の介護者の状況をみると、父母や祖父母などの家族がほとんどを占めており、家族が負う経済的、精神的な負担が大きい。したがって、特別児童扶養手当の支給額の引き上げ、家庭奉仕員制度の充実強化や障害児完全はあくのための登録制度の普及など在宅障害児対策の強化が必要である。

情緒障害児に関しても、収容施設などはまだ立ちおくれているということはさきに述べたとおりであるが、さらに情緒障害児の場合には、在宅治療により、じゅうぶん治ゆし、むしろその方が望ましい者も相当程度いるものと考えられる。

したがって、児童相談所において、医師、セラピストなどの職員の充実を行ない、相談業務を強化し、当該児童に対するのみならず家族に対する個別指導をじゅうぶん行なえるようにする必要がある。

また、非行児童対策としても、この制度が有効なものとなることが考えられる。

---

総論

第3章 社会的援護を要する児童

9 母子家庭の所得保障の強化を

母子家庭の所得は、第3-10表にみられるとおり他の世帯と比較して非常に低い状況にある。特にここで問題であるのは昭和43年、44年には母子世帯では平均に対し5割以上の収入があつたにもかかわらず、45年には、5割以下となり、その格差が拡大していること、また、実額でも他の世帯では対前年度比15%程度の伸びを示しているのに、母子家庭においては実収入がわずかしか伸びていないということであり、母子家庭は経済的繁栄の成果をじゅうぶん受けることができなかつた、といえるであろう。

第3-10表 世帯類型別1世帯当たり1か月間の実収入額（勤労者世帯実収入）

第3-10表 世帯類型別1世帯当たり1か月間の実収入額（勤労者世帯実収入）			
	平 均	夫婦または未婚の子 供のいる世帯	母親と18歳未満の子 供のみの世帯
40年度	65,141 (100)	64,123 (98.4)	28,827 (44.3)
41	71,347 (100)	70,397 (98.7)	29,909 (41.9)
42	78,725 (100)	78,574 (99.8)	31,219 (39.7)
43	87,599 (100)	86,834 (99.1)	47,595 (54.3)
44	97,667 (100)	96,672 (99.0)	52,197 (53.4)
45	112,947 (100)	111,274 (98.5)	52,251 (46.3)

資料：総理府「家計調査」

（ ）内は、平均を100としたときの比率

このように、父親の欠損の結果として、経済的に恵まれない状況にある母子家庭の児童にとって、所得保障の果たす役割は非常に大きいものとなるが、この所得保障施策の現況はつぎのとおりであり、まだまだ不十分なものである。

まず、母子家庭に対する所得保障として最も本来的であるものは遺族年金であるが、1件当たり平均年金額は、昭和45年度末で、厚生年金保険の遺族年金が9万9,372円(月額8,281円)、国民年金の母子年金の場合9万4,714円(月額7,893円)にすぎず、また、その他の所得保障施策である母子福祉年金が月額2,900円(児童1人の場合、昭和46年11月から)、児童扶養手当も月額2,900円(児童1人の場合、昭和46年11月から)という状況である。

したがって、今後はこれら所得保障施策、特に遺族年金、母子年金を充実し、母子世帯の所得の増加をはかる必要がある。

厚生白書(昭和46年版)

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*